

いじめ防止基本方針

平成27年4月

埼玉県立越谷北高等学校

目 次

I	はじめに	2
II	本校のいじめの問題に対する基本姿勢	2
III	いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）	2
IV	組織	3
V	いじめの未然防止	3
VI	いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）	4
VII	いじめの対応	4
VIII	重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）	5
	（参考）	6

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

本校では、ほとんどの生徒が落ち着いた学校生活を送っているが、交通マナーや規範意識が希薄な生徒がいる。北高生としての品格と言動を身に付けさせるとともに、部活動、学校行事等教育活動全般を通じ健全な心身と豊かな人間性の育成に取り組んでいる。

埼玉県立越谷北高等学校いじめ防止基本方針は、国の「いじめ防止対策推進法第13条」（平成25年法律71号。以下「法」という。）及び県の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。また、生徒が安心安全に学校生活を送れる環境づくりのためにも、いじめ防止に対する全職員での取組を推進するため、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 生徒一人一人の自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期解決に向けて、該当生徒の安全を確保するとともに、関係機関と連携する。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 6 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深める。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため。

(2) 構成員

管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等、

*必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。構成員以外の関係者とは心理や福祉の専門家、医師、学校評議員、教員、PTA等の外部専門家を指す。

(3) 開催

必要に応じて、いじめ対策委員会を招集する。

(4) 内容

ア 「埼玉県立越谷北高等学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施、進捗状況の確認

イ 教職員の共通理解と意識啓発

ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約された結果の検討

オ 構成員の決定

カ 重大事態への対応（P6参照）

V いじめの未然防止

本校は、全職員が、いじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識の下、企画委員会や各分掌や教科で以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

- 1 生徒指導部では、総合的な学習の時間やLHRを活用して、SNS等での諸問題にむけた講話会を実施する。
- 2 進路指導部では、生徒自身の将来の職業や進路選択の決定のために、外部講師による自己実現に向けた進路講演会を実施する。
- 3 渉外部では、生徒の意識啓発とともに保護者の啓発に力を入れるため、保護者対象のSNS等での諸問題に向けた講話会を実施する。
- 4 各学年においては在り方生き方教育の時間においては、命の大切さを指導するための取り組みを行なう。
- 5 各学校行事に取り組み、生徒が学校生活で活躍できる場面を設定し達成感を味わわせることにより、自尊感情を育む行事を行う。

Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

本校は、全職員が、生徒の小さな変化に気付き、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- 1 授業中だけでなく、休み時間や清掃等も含め生徒の観察を行う。
- 2 生徒指導部による「生活実態調査」を実施する。
- 3 学校で行う「学校評価アンケート」を実施する。
- 4 二者・三者面談を活用し、生徒理解に努める。
- 5 地域の方々から情報を収集する。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したときは、以下のように対応する。

- 1 校長は、いじめ対策委員会を開催し、担任や学年職員、生徒と関わりのある職員を召集し、それぞれの情報を集約・整理して共有化を図り、速やかに対応する。いじめ対策委員会を中心に、今後の対応や役割分担を確認させる。状況に応じて、事実確認の結果を、埼玉県教育委員会に報告する。
- 2 教頭は、校長の命を受け、いじめ対策委員会を開催し、担任や当該学年職員、生徒と関わりのある職員を召集し、それぞれの情報を集約・整理して共有化を図り、速やかに対応する。今後の対応や役割分担を確認する。校内と校外の関係者間の連絡・調整を図る。
- 3 教務主任は、いじめ対策委員会の開催日時等の連絡・調整を図る。
- 4 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。関係生徒への支援・指導を行う。つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、今後の学校の連携方法について話し合う。必要に応じ、管理職や学年主任も加わる。
- 5 学年の生徒指導部は、事実確認のため、情報収集を行う。
- 6 学年主任は、担当する学年の生徒の情報を収集し、学年担当職員間の情報共有に努めるとともに、校長（教頭）に報告する。
- 7 生徒指導主任は、生徒の情報を把握できる体制づくりをする。生徒の情報を全教職員が共有できる体制を整備する。
- 8 教育相談委員会は、スクールカウンセラー等の外部機関の協力を得る。生徒の心理的な状況を確認し、必要な支援を行う方策を検討する。
- 9 特別支援教育コーディネーターは、教育相談委員会からの情報をもとに必要な外部機関との調整を行う。問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。

- 10 養護教諭は、生徒の保健室への来室状況や健康状態を確認する。
- 11 部活動の顧問は、事実の確認のため、情報収集を行う。
- 12 保護者は、子どもの様子を把握し、異変を感じたときには、直ちに学校と連携する。
- 13 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、埼玉県教育委員会又は本学校に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。

- ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を埼玉県教育委員会に報告する。

※ 埼玉県教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

校長は、直ちに埼玉県教育委員会に報告する。

学校は、埼玉県教育委員会の指導・支援の下、いじめ対策委員会を開催する。

学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

校長は、調査結果を教育委員会に報告する。

学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<埼玉県教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、埼玉県教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

